

令和2年度

鳥取市包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「新市庁舎建築等に関する財務事務の執行について」

概要版

鳥取市包括外部監査人

税理士 政田 孝

目 次

| | | |
|-----|----------------|---|
| 第1章 | 監査の概要 | 1 |
| 第1 | 監査の種類 | 1 |
| 第2 | 選定した特定の事件名 | 1 |
| 第3 | 監査の対象とした理由 | 1 |
| 第4 | 監査を実施した期間 | 1 |
| 第5 | 監査の対象部署 | 1 |
| 第6 | 監査の方法 | 2 |
| 第7 | 監査の視点 | 3 |
| 第8 | 包括外部監査の実施者 | 4 |
| 第9 | 利害関係 | 4 |
| 第2章 | 監査の結果 | 5 |
| 第1 | 各事業に係る指摘事項及び意見 | 5 |
| 第2 | 指摘事項及び意見の件数 | 7 |

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件名

新市庁舎建築等に関する財務事務の執行について

第 3 監査の対象とした理由

平成 7 年 1 月 17 日に阪神・淡路大震災が発生し、その後の耐震診断で鳥取市の本庁舎・第二庁舎とも「耐震性が劣る」との結果が出された。その後の経緯は、報告書の「第 2 章 監査対象の概要」に記載する。

鳥取市は、旧市庁舎の耐震工事か新築移転かで揺れ動き、その賛否を問う住民投票が行われたことは記憶に新しい。住民投票では、耐震工事が過半数を占めたが、その後、耐震工事費が大幅に増額になるという調査結果等もあり、住民投票の結果が反映されず新築に至った。

新市庁舎は、令和元年 8 月に完成した。総事業費は約 98 億 5 千万円。鉄骨鉄筋コンクリート 7 階建て（一部 8 階機械室）の庁舎棟と 2 階建ての市民交流棟、立体駐車場棟からなる。また、新市庁舎の駐車場隣には、防災備蓄倉庫が設置されている。

ある方が、「この市庁舎に文句を言う市民は誰もおりゃあせん」と言っていた。確かに大変立派で贅沢な造りである。鳥取市の顔となるような庁舎であろう。

ただ、長年、耐震工事か新築移転かで様々な議論がなされ、住民投票まで行われた事案である。当然、この新市庁舎に対する鳥取市民の関心は高い。

すでに完成して利用されている訳であるが、我々は、新市庁舎等の建築等の合規性や経済性、効率性及び有効性を監査し、検証することが市民の声に対する責任だと感じた。

そこで、この新市庁舎等の建築等を監査対象に選定した。

第 4 監査を実施した期間

令和 2 年 9 月 23 日から同年 12 月 31 日まで

第 5 監査の対象部署

総務部財産経営課（以下「財産経営課」という。）、並びに新市庁舎建築等に関わる全ての所管課を監査対象とした。

第6 監査の方法

今回の監査では、新市庁舎建築等に関する財務事務のうち、建築工事に係るもの、新庁舎内の施設の使用・貸付けに係るもの及び新庁舎完成後の委託業務に係るものを中心に監査を実施した。

具体的に実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

1 建築工事に係るもの

以下の工事について、所管課より関係書類の説明を受け、簿冊等の資料の確認、聴き取り及び現地確認等の監査を行った。

| 工事等名称 |
|------------------------|
| 新本庁舎建設基本設計・実施設計業務 |
| 新本庁舎新築（地盤改良等）工事 |
| 新本庁舎新築（新築・庁舎棟）工事 |
| 新本庁舎新築（昇降機）工事 |
| 新本庁舎新築（強電）工事 |
| 新本庁舎新築（弱電）工事 |
| 新本庁舎新築（給排水）工事 |
| 新本庁舎新築（空調）工事 |
| 新本庁舎新築（建築・立体駐車場棟）工事 |
| 新本庁舎新築（空調その2）工事 |
| 新本庁舎新築（サイン・家具）工事 |
| 新本庁舎新築（植栽）工事 |
| 新本庁舎新築（建築・立体駐車場棟その2）工事 |
| 防災備蓄倉庫新築実施設計業務 |
| 防災備蓄倉庫新築（建築）工事 |
| 防災備蓄倉庫新築（電気）工事 |

2 行政財産の使用及び貸付けに係るもの

以下の行政財産の使用及び貸付けについて、所管課より関係書類の説明を受け、簿冊等の資料の確認、聴き取り及び現地確認等の監査を行った。

| 使用者・契約者 | 使用目的 |
|------------------|------------|
| 株式会社鳥取銀行 | 鳥取市役所支店として |
| 株式会社鳥取銀行 | 共同CDとして |
| 公益財団法人鳥取県市町村振興協会 | 事務所として |

| 使用者・契約者 | 使用目的 |
|------------|----------------|
| 鳥取中央郵便局 | 郵便ポストを設置するため |
| 株式会社FM鳥取 | 事務所、サブスタジオ |
| 長田広告株式会社 | 動画広告モニターの設置のため |
| 株式会社戸信 | 売店及びレストラン |
| NPO法人フェリース | 喫茶室 |
| 福祉の店 ユーカリ | 喫茶室内での物品の販売 |

3 委託業務に係るもの

以下の委託業務について、所管課より関係書類の説明を受け、簿冊等の資料の確認、聴き取り及び現地確認等の監査を行った。

| 契約先 | 契約名称 |
|----------------------|-------------------|
| 株式会社鳥取テレトピア | スタジオ管理運用業務委託契約 |
| 株式会社鳥取テレトピア | スタジオ設備調達業務委託契約 |
| 株式会社ニチイ学館 | 市民総合窓口総合委託契約 |
| 株式会社ニチイ学館 | 福祉総合窓口業務総合委託契約 |
| N F S S 鳥取市包括事業共同企業体 | 鳥取市新本庁舎包括管理業務委託契約 |

第7 監査の視点

地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等の在り方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

具体的には次の着眼点で監査した。

- (1) 新市庁舎等の建築の合規性に関する検討
- (2) 新市庁舎等の経済性、効率性及び有効性に関する検討
- (3) 貸付している施設の業者との契約等の検討
- (4) 委託している業務の合規性に関する検討
- (5) 委託している業務の経済性、効率性及び有効性に関する検討

第 8 包括外部監査の実施者

| | | | |
|----------|-----|--------|-------|
| 外部監査人 | 税理士 | 政田 孝 | |
| 外部監査人補助者 | 税理士 | 公認会計士 | 池原 浩一 |
| 外部監査人補助者 | 税理士 | 田中 幸一朗 | |

第 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2章 監査の結果

第1 各事業に係る指摘事項及び意見

以下、各事業に係る【指摘事項】及び【意見】の一覧を記載する。

【指摘事項】とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

【意見】とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

監査対象事業に係る指摘事項・意見の一覧

| 区分 | 事業名 | 事項 | | |
|-----------------|------------------------|------|---------------|--|
| 新本庁舎等建築工事 | 鳥取市新本庁舎建設基本設計・実務設計業務 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（地盤改良等）工事 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（建築・庁舎棟）工事 | 指摘事項 | 予定価格と事業期間について | |
| | | 意見 | 変更契約について | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（昇降機）工事 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（強電）工事 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（弱電）工事 | 意見 | 随意契約の締結について | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（給排水）工事 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（空調）工事 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（建築・立体駐車場棟）工事 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（空調その2）工事 | — | — | |
| | 鳥取市新本庁舎新築（サイン・家具）工事 | 意見 | 随意契約の理由について | |
| | | 指摘事項 | 変更契約について | |
| 鳥取市新本庁舎新築（植栽）工事 | — | — | | |

| 区分 | 事業名 | 事項 | |
|--------------|---------------------------|------|----------------------|
| 新本庁舎等建築工事 | 鳥取市新本庁舎新築（建築・立体駐車場棟その2）工事 | — | — |
| | 防災備蓄倉庫新築実施設計業務 | — | — |
| | 防災備蓄倉庫新築（建築）工事 | 意見 | 予定価格の事前公表について |
| | 防災備蓄倉庫新築（電気）工事 | — | — |
| 行政財産の使用及び貸付け | 新市庁舎の行政財産使用料の算定基礎 | 指摘事項 | 行政財産使用料の算定基礎誤りについて |
| | | 意見 | 再調達価額について |
| | 株式会社鳥取銀行に対する使用許可 | 意見 | 行政財産使用料の減免措置について |
| | 駐車場に係る使用許可 | 指摘事項 | 使用許可手続の遺漏について |
| | 公益財団法人鳥取県市町村振興協会に対する使用許可 | 意見 | 使用面積について |
| | 郵便ポスト設置に係る使用許可 | 意見 | 年度ごとの使用料の見直しについて |
| | コミュニティFMスタジオに係る使用許可 | 意見 | 使用料減免について |
| | 動画広告に係る使用許可 | 意見 | 放映料の明確化について |
| | | 意見 | 広告代理店の公募について |
| | | 指摘事項 | 反社会的勢力の排除条項について |
| | 売店・レストラン | 意見 | 選定委員会のメンバー構成について |
| | | 意見 | 売店と飲食店の契約形態について |
| | 喫茶室 | — | — |
| | 福祉の店 | — | — |
| 新庁舎完成後の委託業務 | コミュニティスタジオ管理運用業務委託 | 意見 | 鳥取テレトピアのスタジオ使用関係について |
| | コミュニティチャンネルスタジオ設備調達業務委託 | 指摘事項 | 鳥取テレトピアの契約行為について |

| 区分 | 事業名 | 事項 | |
|-------------------------|-----------------|----|-------------------------|
| 新庁舎 完成後 の委託 業務 | 市民総合窓口業務総合委託 | 意見 | 選考委員会のメンバーについて |
| | | 意見 | 委託業務の在り方の検討について |
| | 福祉総合窓口業務総合委託 | 意見 | 選考委員会のメンバーについて |
| | | 意見 | 福祉総合窓口業務等における運営形態について |
| | 鳥取市新本庁舎包括管理業務委託 | 意見 | 複数年度契約の期間短縮化について |
| | | 意見 | 個別管理委託と包括管理委託との比較検証について |
| | | 意見 | 選定委員会のメンバー構成について |
| | その他（その他財産の有効活用） | — | — |

第2 指摘事項及び意見の件数

包括外部監査の指摘事項及び意見の件数は、次のとおりである。

| 項目名等 | 指摘事項 | 意見 |
|--------|------|----|
| 監査対象事業 | 6 | 21 |